

建築関係工事特記仕様書

I 工事概要

工事名称	尾鷲市役所税務課空調設備改修工事
工事場所	尾鷲市 中央町 地内

II 仕様

※「項目」および「特記事項」は、○印の付いたものを適用する。

※右欄符号は「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」と整合する。

項 目		特 記 事 項
一般共通事項	○ 1 設計図書	<p>設計図書とは下記4種類を指し、これらに記載されている事項はすべて本工事に適用するものとする。 全ての設計図書は、相互に補完する。ただし、設計図書間に相違がある場合の適用の優先順位は、次の順番のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 質問回答書 ② 本特記仕様書 ③ 別冊の図面 ④ 標準仕様書 <p>特記仕様書と標準仕様書は、建設工事請負契約書の条項第1条に定める「設計図書」のうち「仕様書」を構成する。</p>
	○ 2 標準仕様書	<p>標準仕様書とは、下記を指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ・「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ・「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ○「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ○「公共建築改修工事標準仕様書」（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ○「公共建築改修工事標準仕様書」（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
	○ 3 適用基準等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 三重県公共工事共通仕様書 ○ 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、建築改修工事監理指針 （国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ・「建築物解体工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ・三重県ユニバーサルデザインのまちづくり施設 整備マニュアル ・尾鷲市公共建築物等木材利用方針
	○ 4 契約形式	本工事の請負契約の形式にあっては、工事内容の契約前積算による一式総価格契約形式とし、契約後精算による数量契約形式を採用しない。
	○ 5 工事費積算参考資料の取扱い	設計図書の他に交付する「工事費積算参考資料」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条でいう設計図書ではない。従って、請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件及び地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法及び安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について、受注者の責任において定めるものとする。
	○ 6 官公署その他への届出手続等	関係官庁、電力会社等への手続きは、すべて請負者がこれを代行し、これに要する費用は受注者の負担とする。 ただし、特記ある事項は別途とする。
	○ 7 工事実績情報サービスへの登録	CORINSへの登録は、工事請負代金が500万円以上の場合に適用する。
	○ 8 別契約の関連工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別途工事との工程調整 調整項目 (・資材等の流用) 仮設及び工事用道路等の調整 建設機械等の調整) ・ 工事区分 別冊図面 区分表による。 ・ 施工図 設備機器の設置、取合いなどが検討できる施工図を提出し、監理者の承認を受けること。
	○ 9 工事の記録	工事の全般的な経過を記載した書類は、下記による。 ○ 毎月1回 ・監督員の指示 工事履行報告書（工事別工程進捗表、当月の出来高状況）
	○ 10 施工条件	<ul style="list-style-type: none"> ・工期の始期 () ・制限する工種名 () ○施工時期 (○土日祝日のみ) 図示による その他 ()) ・施工時間 (・夜間のみ) 時～ 時まで) ・施工方法 () ・休日施工の制限 (・なし) 監督員と協議)
	○ 11 施工順序	施工順序の指定あり () → () → () → ()

・ 12 資機材の置場所等	工事車両の駐車場 (・構内・()) 資材置き場 (・構内・()) 建設発生土(埋戻し、盛り土用)の仮置場所 (・構内・())	1.3.5 (3)						
・ 13 概成工期	・ 総合試運転調整を行う期間を設けること。 調整期間は、(・契約工期末の _____ 日間・(別途協議とする ・設備への電源供給開始時期。 ① 供給開始時期 (・契約工期末の _____ 日前・()) ② 供給対象設備 (・熱源機器類・空気調和設備機器類・ポンプ類・自動制御設備類) (・()・工事等受注者間での調整による)	1.3.5 (4)						
・ 14 他機関との協議	・ 協議が必要な機関名 () ・ 協議完了見込み時期 ()	1.3.5 (4)						
・ 15 火災保険等	・ 適用する (・保険期間:工期+14日) ・ 加入時期 (・躯体及び建方完了時・着手日(現場施工に着手する日)	1.3.5 (4)						
・ 16 工事安全管理	・ 近接公共施設等に対する制限 ・ 近接公共施設名等 (・鉄道・電気・ガス・水道・電話・その他()) ・ 制限を受ける工種 ()	1.3.9						
○ 17 施工中の環境保全	・ 施工方法の制限 () ・ 騒音・振動・水質 ○粉じん・排出ガス・その他() ・ 施工方法等 ・ 指定工法名 ()・別途協議による・図示による ○敷地内は全面禁煙とする。 ○当該工事現場を使用した技術研修会等の開催に関する依頼を受けた場合はこれに協力するものとする。	1.3.11						
○ 18 発生材の処理	○引き渡しを要するもの (PCB含有物、金属類) ○特別管理産業廃棄物 (石綿含有材:処分については関係法令に基づく) ・現地において再利用化を図るもの () ○石膏ボード (再資源化、もしくは管理型最終処分とする)	1.3.12						
・ 18 石綿対策 -②	・工事開始前の石綿の有無の調査 事前調査により新たに石綿含資材が存在した場合は協議とする ・発注者事前調査の結果 (・あり ○なし) <table border="1"><thead><tr><th>部位(資材)</th><th>事前分析結果</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr></tbody></table> ※上記記載の資材以外について調査を行うこと ※特記なきスレート材、ケイカル板材は、みなしことく石綿含有資材として積算している ・工事開始前の労働基準監督署への届け出 (・解体部分の床面積≥80m ² ○改修工事請負金額100万円)	部位(資材)	事前分析結果					1.3.12
部位(資材)	事前分析結果							
○ 19 材料の品質等	使用材料の製造所、製品及び施工業者等は特記されたもの又は同等以上とする。 また、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」により評価された海外製造の建築材料・設備機材等についても同様扱いとする。	1.4.2						
・ 20 地域産木材の活用	地域産材の活用については、尾鷲市公共建築物等木材利用方針に準ずる	1.4.2						
・ 21 グリーン購入法	・グリーン購入法による証明書の発行の指定あり 指定材料 ()	1.4.2 (3)						
・ 22 材料の搬入	・材料搬入報告の指定あり 指定材料 ()	1.4.3						
・ 23 材料の検査等	・材料搬入検査の指定あり 指定材料 ()	1.4.4						
・ 24 施工数量調査	・調査範囲の指定 () ・調査方法の指定 () ・施工計画書にて調査報告を行う ・既存部分の破壊の補修方法(別途協議)	1.5.2						
・ 25 施工の報告	・一工程の施工の報告の指定あり 指定部位 ()	1.6.4						
・ 26 施工の検査等	・施工途中検査の指定あり 指定部位 ()	1.6.5						
・ 27 見本施工	・色彩見本 (・図示・監督員との協議による) ・見本施工 (・図示・監督員との協議による)	1.6.5 (3)						
・ 28 化学物質の濃度測定	・厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督員に報告する。	1.6.9						

	<p>○ 29 完成時の提出図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 完成図等 A 2版もしくはA 3版2つ折り製本（1部） ○ 保全に関する資料 ファイルA4版（1部） 	1.8.1 1.8.3						
・ 30 完成図等	種類及び記入内容 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>記入内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	記入内容					1.8.2 1.8.3
種類	記入内容							
・ 31 週休2日制工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発注者指定型 月毎の週休2日制工事 ・ 受注者選択型 通期の週休2日制工事 <p>1 週休2日制工事とは、現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上である工事をいう。</p> <p>(1) 対象期間日数は、工事開始日から工事完了日のうち、下記期間を除いた日数とする。</p> <p>工場製作期間を含む準備期間、および後片付け期間 夏季休暇（3日間）、および年末年始休暇（6日間） 天災等に対する緊急措置に要する期間 受注者の責によらない箇所、または、現場作業を余儀なくされる期間</p> <p>(2) 現場閉所日は、原則として対象期間内の土曜日及び日曜日とする。ただし、荒天や緊急対応等、やむを得ない理由により工事現場を稼働させた場合は、対象期間内で別の日に振替できるものとする。なお、現場閉所とは、保守点検等を除き、終日現場が閉鎖された状態をいう。</p> <p>2 受注者は、工事現場の閉所計画、および実績について、毎月1回監督員に報告すること。</p> <p>3 予定価格算出のための当初積算において、週休2日制工事を想定した下記補正率を乗じた単価をあらかじめ計上している。なお、未達成であった場合は、補正相当分の減額変更を行うものとする。</p> <p>複合単価中の労務単価、及び物価資料の手間のみ単価×補正率：1.02 市場単価、及び物価資料の材工単価×補正率：1.01（鉄骨工事、建具シーリング工事は1.02） ※執務並行改修補正については、週休2日にかかわらず当初積算において別途適宜補正する</p>							
○ 32 暴力団等不当介入に関する事項	<p>○ 尾鷲市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第7条第1項の規定により、受注者は、本市と締結した契約等の履行に際して、受注者又は下請負人等が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。</p> <p>(1) 受注者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。</p> <p>(2) (1)により所管の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。</p> <p>(3) 受注者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。</p>							
2	<p>・ 1 工事現場事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設ける（規模：m²程度） ・ 別途建築工事による ・ 仮設トイレ 	2.3.1						
仮設工事	・ 2 工事用水	構内既存の施設 ① 利用できる（・有償・無償） ② 利用できない						
	・ 3 工事用電力	構内既存の施設 ① 利用できる（・有償・無償） ② 利用できない						
	・ 4 工事用進入路	・ 仮設道路造成 ① ()						
	・ 5 交通誘導員	・ 配置する ① 配置位置（・図面による・別途協議）						